

# 新人オリエンテーション

## (財務部からのお知らせ)

一般社団法人三重県作業療法士会  
財務部長 井手洋平

# 入会の流れ

## 1. 入会申込書を事務局へ郵送

◇提出は 郵送 にてお願いします。

## 2. 入会に必要な書類が届きます。

- ・入会書類の案内
- ・入金用紙
- ・口座振替依頼書記入の注意点
- ・入会金・年会費支払方法に関する案内
- ・口座振替依頼書
- ・返信用封筒

## 3. 入会金・年会費を振り込む、口座振替依頼書に必要事項を記載し郵送

入会金：1,000円、年会費：5,000円

※当該年度の7月末までに入金をお願いいたします。

## 4. 財務部で入会金・年会費の入金が確認でき次第、通知書・会員証を郵送

三重県作業療法士会の正会員入会可否通知書、会員証を郵送いたします。  
会員証は本土会主催の研修会、学会などでご提示ください。

# 一般社団法人三重県作業療法士会定款 年会費について

## \* 第2章

第8条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

# 入会の条件

- \* 入会金(1000円)・年会費(5000円)の納入
- \* 口座振替の登録  
(口座振替依頼書の提出)

# 年会費納入方法

## \* 定款施行規則 第2章 第4条

- (4) 会費の納入は、原則として口座振替にて行うものとする。但しやむを得ない理由がある場合は、年会費振込申請書(別紙第3号様式)を事務局に送付し、理事会の承認を得ればその限りではない。

# ①口座振替依頼書の提出

- \* 口座振替依頼書に必要事項を記載・捺印して、返信用封筒で郵送して下さい。

金融機関用

# 預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書(収)

銀行  
金庫  
組合  
御中

年 月 日



私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名 **三菱UFJファクター株式会社(収納代行会社)**

←(フリガナは左つめて記入し、濁点、半濁点は1字分に扱ってください。個人名義の場合、姓と名の間は1字空けてください。)

フリガナ		金融機関	お届出印	印
預金者名				

フリガナ欄記入の際  
法人の場合は  
・株式会社は(カ)  
・有限会社は(コ)  
等と略語でご記入ください。(ゆりかぜ)の代表者名、書書きの記入は不要です。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合 ↑ (法人の場合は、会社名、金融機関お届出の両書き、代表者名まで全てご記入ください)

2枚目にも押印してください。

銀行 組合	支店	預金種目 (どちらか一方○印)	口座番号 (数字のみを右つめてご記入ください)
銀行番号	店番号	1. 普通 2. 当座	
コード			

押印  
(除ゆうちょ銀行)

※ゆうちょ銀行ご利用の場合

種目コード	契約種別コード	記号 (※6桁がある場合は※欄にご記入ください)	番号 (右つめてご記入ください)
166301		0	
払込先 口座番号	00140-9-654553	払込先 加入者名	三菱UFJファクター株式会社

振替日(払込日) **12日・27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)**

開始年月 年 月

一預金口座振替規定一 ※ゆうちょ銀行を除く。

- 銀行、金庫、組合等(以下銀行という)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金約定または当座振替規定にかかわらず、約定通り、お払込請求書の届出またはお引当の届出はしませんが、振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸取を利用できる範囲内の金額を含む。)を越えるときは、私に通知することなく、請求書を送却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約を終了したものとして取扱させていただきます。
- この預金口座振替について十分に紛争が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。
- ※ゆうちょ銀行をご利用の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関 使用欄	(不備理由事由) 1. 預金取引なし 3. 印鑑相違 2. 記載事項等相違 4. その他 (店名、預金種目、 口座番号、 口座名義 (備考)) ( )	捺 印 印 番 合 受 付 印
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------

(委託者使用欄)

委託者番号・契約者番号	3 9 6 1 2
委託者名	一般社団法人三重県作業療法士会
住所	
フリガナ	
氏名	

←(預金者と異なる場合のみご記入ください)

(金融機関へのお願い)

- この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が三菱UFJファクター株式会社(収納代行会社)から送付され、記載内容に不備がありましたら、上記の不備理由事由に○印をつけて右記へご送付ください。
- この預金口座振替依頼書を預金者が直接銀行へ持参した場合は、預金口座振替申込書(2枚目)に確認印を押印の上、預金口座振替申込書以下を預金者にご返却ください。(ゆうちょ銀行払込は除く)

(お客様→委託者→三菱UFJファクター→金融機関)

三菱UFJファクター株式会社(収納代行会社)は、委託者(収納企業)から委託を受けた代金回収代行業務を適切に遂行する為、委託された個人情報を取扱います。

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一丁目16番地5  
須田町GMBビル9層  
三菱UFJファクター株式会社(ワイドネット)  
TEL 03 (3251) 8091

(様式301 23.1)

## 確認事項

① 使用される金融機関名を記入し、銀行・金庫・組合を○で囲んでください。

② 預金者名を正確にご記入ください。

③ フリガナをご記入ください。

・姓と名の間は1字空けて下さい。

・濁点、半濁点は1字分に扱ってください。

④ 金融機関お届出印を鮮明に押印して下さい。

・捺印欄にも押印して下さい。

・2枚目にも忘れずに押印して下さい。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合

⑤ 金融機関名、支店名、店番号は通帳で確認し、正確に記入して下さい。

⑥ 銀行、金庫、組合の別を○で囲んでください。

⑦ 普通、当座のどちらかに○印をして下さい。

⑧ 通帳番号は右つめて記入し、空欄になった部分は"0"でうめて下さい。

※ゆうちょ銀行ご利用の場合

⑨ 貯金通帳の記号・番号をご記入ください。

⑩ 通帳番号は右つめて記入し、空欄になった部分は"0"でうめて下さい。

⑪ 預金者と契約者が異なる場合にのみご記入ください。

例) 預金者:家族 契約者:会員

お手許の通帳より本枠内に正確にご記入ください。(強く書き込んでください)

# 訂正

訂正される場合は二重線でお取り消しのうえ訂正印(お届け印)を押印下さい。

口座番号など数字を間違えた場合、口座番号全てを訂正し、空欄及び欄外に再度記入して下さい。



1か所みの訂正はダメ

番号 (右づめでご記入ください)							
0	0	1	2	<del>3</del>	4	5	1
				作業			



全て訂正して下さい

番号 (右づめでご記入ください)							
<del>0</del>	<del>0</del>	<del>1</del>	<del>2</del>	<del>3</del>	<del>4</del>	<del>5</del>	<del>1</del>
							作業

不備等がありますと、再度修正して頂く必要があり、お手数をお掛けすることになりますので、正確に記載して下さい。



## ②引き落とし日

# 毎年5月27日

- \* 年1回の引き落としです。引き落としできなかった場合は、振込みにてお支払ください。
- \* 27日が土日祝日の場合は変更となります
- \* 変更となる場合は、その都度広報誌やホームページで連絡します。

# 会費の納入方法

\* 今年度は、振込取扱票にて郵便局でお振込みください。

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
口座記号・番号はお間違えないよう記入してください。		振替払込請求書兼受領証	
00	008901	008901	
174758	金額	174758	
6000	料金額	6000	
加入者名 一般社団法人三重県作業療法士会		加入者名 一般社団法人三重県作業療法士会	
年度 会員年会費¥6000		加入者名 一般社団法人三重県作業療法士会	
協会会員番号( )・申請中		金額 6000	
所属(施設名)		おなまえ	
干 おとこ		依頼人	
おなまえ		料金額	
(ご連絡先電話番号)		日 附 印	
ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。		日 附 印	
これより下部には何も記入しないでください。		日 附 印	

年度、協会番号、所属名、氏名、住所、ご連絡先の記入をお願いします。  
同姓同名など本人確認ができるよう必ず記載して下さい。

\* 口座振替は次年度より適用されます。  
(口座振替依頼書の提出はお早めをお願いします)

# 会員資格の喪失

## \* 第2章第11条

会員は次のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失する。

(3) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

当該年度中(1年以内)に納入しないと  
**強制退会**となります。